

○学校法人神奈川歯科大学ハラスメント防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人神奈川歯科大学（以下「法人」という。）において学生及び教職員等の構成員が個人として尊重され、快適な環境のもとで学習、研究、教育及び業務が遂行されるよう、ハラスメントに対する適切な予防及び措置を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程においてハラスメントとは、次の各号に掲げるセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びその他のハラスメント（以下「ハラスメント」という。）をいう。

(1) セクシュアル・ハラスメント

行為者の意図にかかわらず他の者を不快にさせる性的性質の言動等、及び性差を背景とする客観的に見て正当性のない嫌がらせの言動等

(2) アカデミック・ハラスメント

研究・教育の場において行われる客観的に見て正当性のない嫌がらせの言動等

(3) パワー・ハラスメント

職権などの上下関係を背景とする客観的に見て正当性のない嫌がらせの言動

(4) 妊娠・出産などに関するハラスメント

就労上の制度・措置の利用及び利用の申出に対して不適切で不当な言動を行うことにより、精神的・身体的苦痛を与える等

(5) 育児休業・介護休業等に関するハラスメント

就労上の制度・措置の利用及び利用の申出に対して不適切で不当な言動を行うことにより、精神的・身体的苦痛を与える等

(6) その他のハラスメント

前各号のハラスメントには当たらないが、相手の意に反して行われる正当性のない嫌がらせによって、相手方に不快の念を抱かせる性質の言動等

(適用範囲)

第3条 この規程は、法人に属する学生及び教職員のほか、本学において研修、研究、実習、取引等を行う者及び派遣職員等契約の形態を問わず本学において職務に従事する者にも適用する。

(適用される者の義務)

第4条 前条によりこの規程が適用される者は、ハラスメントを人権侵害と認識し、その防止に努める義務を負う。

(法人の役割)

第5条 法人は、ハラスメントを人権侵害として予防する義務を負い、その防止のため学生及び教職員に対し積極的な啓発を行うものとする。

2 法人は、司法の判断及び行政の指導を基準として、ハラスメントに該当する事例等

を示し、教職員、学生等に周知させるものとする。

(ハラスメント防止委員会)

第6条 本学に、ハラスメントの発生を未然に防止し、ハラスメントに起因する問題が生じた場合に必要な防止及び措置を迅速かつ適切に実施するため、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

2 防止委員会委員長及び委員は、理事長が学長、病院長、横浜クリニック院長及び事務局長に諮り、それに基づく委員をもって構成し、理事長が委嘱する。

3 防止委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 ハラスメント防止委員は、例外を除きおおむねハラスメント相談員を兼ねるものとし、相談員は毎年度、第1回ハラスメント防止委員会で決定する。その後速やかに、法人内に公表する。

5 防止委員会は、次の各号に掲げる活動を通して、ハラスメントの防止及び措置を講じるものとする。

(1) ハラスメントの防止に関する情報収集、研修、啓発活動

(2) ハラスメントに関する相談への対応

(3) ハラスメントに関する事実確認及び救済措置

(4) 防止委員会の活動報告

(5) その他、ハラスメント防止等に関する事項

6 相談員は、委員長と密接な連携を図り、必要に応じ助言等を受けるとともに、相談員が対応した相談について所定の書面や相談録等により委員長に報告する。

7 委員会が必要と認めるときは、委員以外の教職員又は専門家等に出席を求め、意見を聴くことができる。

8 委員長及び被害を申し出た者が教職員及び派遣職員等本学において職務に従事する者にあつては理事長に、歯学部、短期大学部の学生及び研究生、実習生それに準ずる者等にあつては学長にハラスメント調査委員会の設置を求めるものとする。

(ハラスメント調査委員会)

第7条 ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）は、理事長又は学長が指名する若干名の委員をもって構成し、必要に応じて専門家を加えることができる。ただし、中立性確保のために被害者及び加害者とされる者の属する部署の責任者を指名することはできない。

2 調査委員会は、必要に応じ事情聴取等の実態調査を行うことができる。調査に当たっては、被害者及び加害者とされる者のプライバシーに十分留意するとともに、迅速に対処しなければならない。

3 調査委員会は、当該事案に係るハラスメントの有無について実態調査を行う。また、その結果について、理事長又は学長に文書で調査報告するものとする。

4 調査委員会は、次の各号のいずれかに該当するとき解散するものとする。

(1) 調査が完了したとき。

(2) 相談者が、所定のハラスメント調査打切り申出書により調査の打ち切りを申し

出たとき。

- 5 調査委員会委員は、次の事項に留意するものとする。
 - (1) 被害者への抑圧、苦情や相談のみみ消しになるような言動を行わないこと。
 - (2) 何らかの解決策を双方に押し付けないこと。
- 6 調査委員会の行う調査の開始より終了まで、何人も調査委員会委員に対してその身分に関わる威圧行為など調査の遂行を妨げる言動、行為をしてはならない。
- 7 調査委員会の扱う案件が調査終了後に被害者又は加害者とされる者若しくはその両者が司法機関へ提訴した場合も、調査委員会委員の身分は司法機関の審理結果にかかわらず、保障されなければならない。

(処分・措置の実施)

第8条 理事長又は学長は、前条第3項の規定により報告があったときは、調査報告書の趣旨を踏まえて、被害者の救済を行うとともに、法人又は大学等の規則により加害者に対し適切な措置を講じるものとする。

(学外者に対する措置)

第9条 第7条第3項の規定に基づく調査報告書において、ハラスメントを行った者に学外者が関与している場合には、理事長は、当該学外者に対し適切な措置を講じるものとする。

- 2 前項の場合において、理事長は必要があると認めるときは、当該学外者の所属する組織に対して適切な措置を講じるよう求めるものとする。

(守秘義務)

第10条 防止委員会の委員及び調査委員会の委員その他調査等に関与する者は、関係者のプライバシーに配慮し、二次的ハラスメント等が起こらないよう努めなければならない。

- 2 前項に掲げた者は、知り得た事項を漏えいしてはならない。退職後も同様とする。
- 3 調査委員会の記録は、総務部人事課及び学生担当部署において厳重に管理保管するものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第11条 ハラスメントに関する苦情又は相談を申し出た者に対し、そのこと故に不利な取り扱いをしてはならない。

- 2 ハラスメントに関する苦情の申出について調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした者に対しても、そのこと故に不利益な取り扱いをしてはならない。

(虚偽の申出の禁止)

第12条 第3条に規定する者は、ハラスメントに関する虚偽の苦情、相談及び証言を行ってはならない。

- 2 前項に違反する行為がなされた場合には、防止委員長又は調査委員長は、当該事実を理事長又は学長へ報告を行う。
- 3 処分・措置については第8条を準用する。

(事務)

第13条 ハラスメントに関する事務は、総務部人事課及び学生担当部署において行う。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の議を経るものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成19年11月7日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、平成11年4月1日施行「セクシュアル・ハラスメント防に関する規程」、「セクシュアル・ハラスメント相談員規程」及び「セクシュアル・ハラスメント調査委員会規程」を平成19年11月6日をもって廃止する。
- 3 この規程は、平成25年8月7日から一部改正の上施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から一部変更施行する。

この規程は、令和5年5月1日から一部変更施行する。